

平成31(2019)年度 栃木県

海外見本市等出展支援事業費補助金

のご案内

ジェットロが参加する海外見本市等に出展する経費について、補助率3/4以内、上限500千円の範囲内で補助します。

1 補助対象者

県内に本社又は事業所がある中小企業者（※）等又はそのグループ。

※本事業で対象とする「中小企業者」は、以下の表に該当する事業者とします。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

2 対象事業

海外において開催される見本市・展示会・商談会等（以下「海外見本市等」という。）のうち、ジェットロが参加する海外見本市等への出展経費。

※原則として、県がブースを出展する海外見本市等は除きます。

（平成31(2019)年度予定：THAIFEX、Food and Hotel Malaysia、Food Expo、International Wine & Spirits Fair）

※平成32(2020)年2月末日までに開催される海外見本市等とします。

※1つの海外見本市等出展に対し、ほかの補助事業との併用はできません。

3 補助対象経費、補助金額等

ジェットロ・パビリオン出品（出展）案内で提示される出展料金のうち、中小企業料金（輸送なし）の3/4以内（上限500千円）で補助金を交付します。

※注意

- 1 上限の範囲内に限り複数の海外見本市等への申請が可能です。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- 3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。

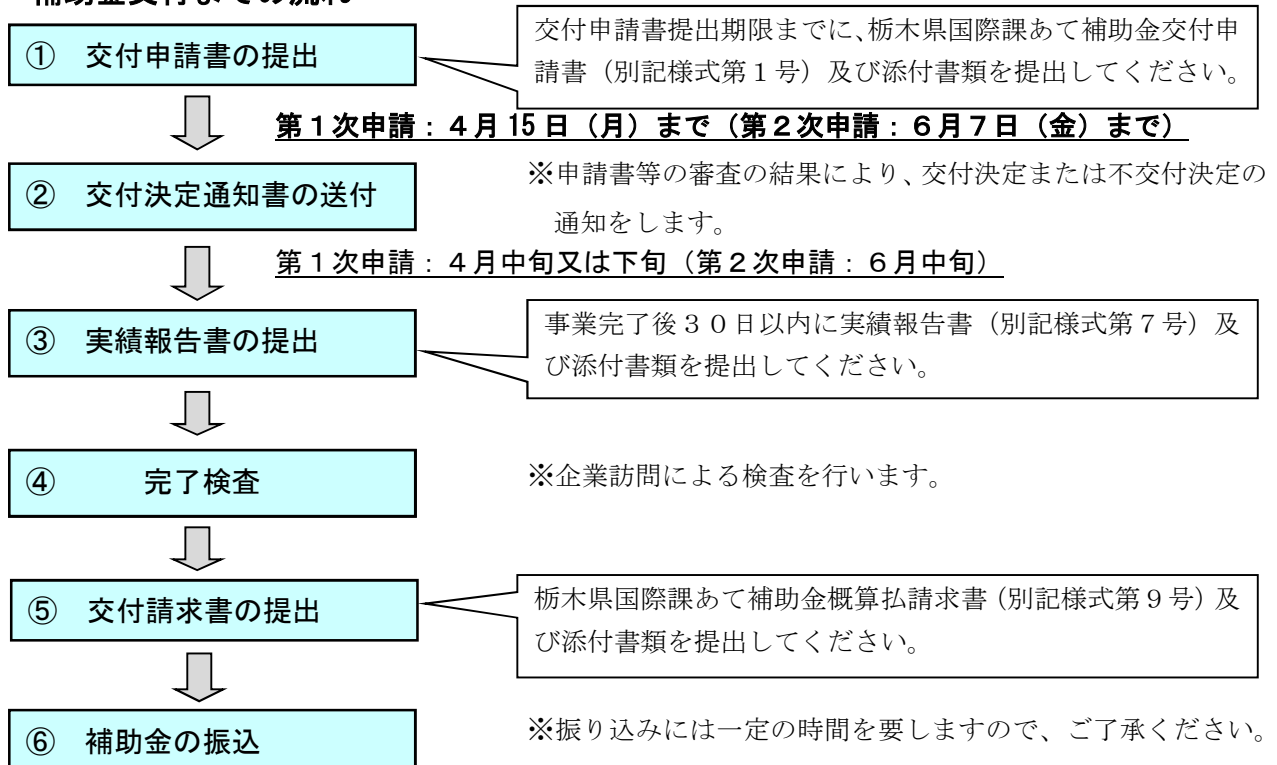
4 申請書等受付

県ホームページから「海外見本市等出展支援事業費補助金実施の手引き」を必ずお読みいただき、申請書類を下記問い合わせ先に次に記載の期限までに提出してください。

※出展が確定していない見本市等であっても、本補助金の対象見本市等への出展予定がある場合は申請書を提出ください。

- ・第1次申請 平成31(2019)年4月15日（月）
- ・第2次申請 平成31(2019)年6月7日（金）

5 補助金交付までの流れ



6 申請にあたってのご注意

- ◆補助対象者は上記1のほか、県が事業効果を把握するために実施する各種調査に協力できる者及びジェットロ・パビリオンの出品要件を遵守できる者とします。
- ◆この補助金を受給した事業者は国の会計検査の対象になることがありますので、あらかじめご了承ください。また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度から起算して5年間、整理保存しておいてください。
- ◆偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、当該補助金を返還していただきます。
- ◆平成31年度栃木県一般会計予算が原案のとおり成立しなかった場合には、本補助金の内容について変更等を行うことがあります。

7 ホームページ

事業の詳細や提出資料については、下記のホームページを参照してください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/31-kaigaimihonichitou-shien.html>（県ホームページ）

8 問い合わせ先

○栃木県産業労働観光部国際課 経済・交流担当

住 所：〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

電話番号：028-623-3165 FAX 番号：028-623-2199

E-mail：kokusai@pref.tochigi.lg.jp

